

## 経理責任者等会議記録

1	日	時	令和3年9月22日(水)午後3時25分開議			
2	場	所	議会棟2階第2委員会室			
3	出席議員	市民クラブ	座長	深山能一	山谷剛士	能剛弥
		〃		渋谷哲明	田智明	弥明
		公明党		篠鈴木	野聡	野聡
		〃		鷹野	健児	健児
		松政クラブ	副座長	大塚	健児	健児
		〃		ミール	計恵	計恵
		日本共産党		山口	正子	正子
		〃		成島	良太	良太
		立憲民主党		戸張	友子	友子
		〃		中村	典子	典子
		まつど未来クラブ		桜井	秀三	秀三
		〃		D E	L I	L I
		政策実現フォーラム		原	裕二	裕二
		〃		中西	香澄	香澄
		市民力・立憲民主党		岡本	優子	優子
		〃		岡本	優子	優子
		無所属		箕輪	信矢	信矢
4	出席事務局職員	庶務課長	根本	真光	光子	光子
		庶務課長補佐	秋谷	昌純	子樹	子樹
		庶務課主幹	白石	石純	秀樹	秀樹
		庶務課主任主事	桜井	秀奈	樹々	樹々
		庶務課主任主事	齋藤	奈悠	悠	悠
		庶務課主事	丸山	悠	悠	悠

- 5 会議に付した事件
  - (1) 領収書・レシートについて
  - (2) 討議資料について
  - (3) 広報費の按分について
  
- 6 会議の経過及び概要

### **深山能一座長**

それでは、会議を開催させていただきたいと思います。

お手元の次第に沿って進めますけれども、まずは、前回の会議において、次第に記載してあります項目について今回は取り上げさせていただきたいと思っております。

前回事務局で調査をしていただいたお願いの案件で、資料が整ったということもありますので、その他の項目についても確認という意味で開催をさせていただきました。

記載のとおり、一つ目が領収書・レシートについて、二つ目が討議資料について、三つ目が広報費の按分についてであります。

(1) 領収書・レシートについて

**深山能一座長**

まず、一つ目の領収書・レシートについてですけれども、前回の会議の中で、領収書・レシートに品物の内容が印字されていないなどという指摘がございました。

松戸市議会政務活動費取扱手引きにおいて「領収書・レシートには個人名でフルネーム、品名、金額など詳細が記されていること。」と記載がありますので、この件に関しましてはそちらに則した取り扱いをお願いしたいということで、座長からお願いをしたいのです。再度確認をさせていただきたいと思えますけれども、領収書・レシートに関してはよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**深山能一座長**

ありがとうございます。

## (2) 討議資料について

### 深山能一座長

それでは、二つ目の討議資料という文言についてでございます。

一応事務局で調査をしていただきましたけれども、チラシや会報誌などに「討議資料」と記載しても、その記載内容が選挙活動と捉えられる内容であれば認められないことになるようであります。

大事なことは、「討議資料」という言葉の記載ではなくて、そのチラシ等に記載された内容が重要ということになりますので、十分注意をしていただきたいと私から御報告をさせていただきたいと思っているのですけれども、討議資料についてはいかがでございますか。

そのようなことでよろしいでしょうか。

### 中西香澄議員

市民力・立憲民主党の中西香澄です。

取り扱っていただきありがとうございます。前回私が発言させていただいた判例の件も中身と非常に関連づいていたというところで、確認していただいた内容とは同じなのですが、中身については、按分がどう係るかということは、次の3個目の広報費の中の一部として話し合う必要があれば、そちらで思っています。

### 深山能一座長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方には、以上、そういう内容ということで理解していただき、会派に持ち帰って、きちんと各議員に報告をしていただきたいと思います。では、そのように討議資料についてはお願いをいたします。

### (3) 広報費の按分について

#### **深山能一座長**

それから、次の三つ目の広報費の按分についてです。  
まず、事務局をお願いしておりました資料を配付させていただきます。  
資料の数は、各会派人数分ですので、ご確認をお願いいたします。

[資料配付]

#### **深山能一座長**

次に、委員より情報提供いただいた資料を事務局から配付させていただきます。こちらは自治体名が記載されておりますので、取り扱いには注意をお願いいたします。この資料の配付は委員のメンバーの分だけでございます。

[資料配付]

#### **深山能一座長**

まず、資料について、自治体名を伏せさせていたいただいているものは、ホームページなどで公にしていらない自治体も含まれていることから、このような体裁で皆さんにお配りをさせていただきました。

それで、大塚健児副座長と事務局と座長がいろいろ見させていただいた中で、一応感想的なものをまとめさせていただきたいと思うのですが、この資料の内容を一つ一つ確認することは行いませんが、広報費の按分を定めていない自治体では、事務局からの助言や議員各位の判断に委ねているということが現状のようでございます。

一方、定めている自治体では、会報やホームページに掲載できる内容の制限、写真のサイズの目安、按分する場合は、社会通念に従った割合、詳細な按分率ではなく、全額支出か50%としています。按分する場合の理由を記載、合理的に説明できる比率を定めて用いるなど、このような内容になっているのがそれぞれの自治体なのかという気がいたします。

それで、前回、各会派に持ち帰っていただいて、話をされていると思うのですが、持ち帰っていただいた中で、広報費の関係についてそれぞれ御意見がありましたでしょうか。

#### **箕輪信矢議員**

座長からの投げかけという意味では感謝いたします。ただ、軸がない中で何がどうかと、分量とか割合とかという話をするのも相対性がないような気が

するので、もしもひな形なりをおつくりであれば、それを御提示いただいた上でやったほうがわかりやすいのではないかと考えています。

### **深山能一座長**

そうですね。前回投げかけさせていただいたのは、どちらかというところ、広報費の按分について、委員のこの間の話の中では、そう進めていったほうがいいのではないかと意見もあるし、それは個人の裁量に任せていいのではないかと御意見と、いろいろあったかと思えます。

細かなところ云々というよりは、どちらかというところどちらの方向でいったほうがいいのではないかと話とか、まだ個人の裁量で任せていったほうがいいのではないかと程度の内容でいいかと思うのですけれども、その辺りで話し合った結果的なものをいただければと思います。

5人ともみんなばらばらでしたということでも結構ですし、4人とも一緒でしたということでもいいかと思うのですけれども。

### **DELI 議員**

前回、私たちの会派としての意見は申し上げさせてもらったのですが、一定の写真だったりプロフィールだったりという情報は、内容の信憑性も含めて、情報の一部として必要だという考えなのですが、なので、定量的に何%以上だと按分するとかを決めるのは一概にどうなのかと思うところもあって、今、この判例、さまざま手引がこうなっていると見せていただいているのですけれども、基本的には、やはり総合的に判断されて、判例でもそのようになっている。

あからさまに表紙の半分以上を占め、挨拶文の文字の3倍とか、普通に見たらあからさまに普通ではないというようなもの以外は、あまり定量的に面積で按分となっていないのかと思うので、もし手引が何かでそのように新しく設けるのであれば、あまり面積などだけでは決めてほしくないということが正直な意見です。原裕二議員はわからないですけれども、一応私は会派の中でもそのような意見を持っています。

### **原裕二議員**

一応、会派で話し合ったところ、写真とかプロフィール、それから、名前の部分は、ほかの判例をいろいろ見させていただいて、おおむね4分の1以内としたらどうかという意見はありました。

### **ミール計恵議員**

私は、前回の会議は、都市計画審議会では出られなかったもので、議事録を読ませていただきました。

結論から言いますと、私はこういった細かい按分などのルールを決める必要はないと思っています。

これまでどおりの運用でいいと思っています。なぜなら、議員の写真やプロフィール、挨拶文などは、まさにそれはどういう議員であるかということを知ることが市民の手がかりになるものだと思うのです。むしろ市民は知りたいと。

市議会議員はどんな人がいるのかということは、まずほとんどの人は知らないのです。そこに写真がなかったら誰が誰だかさっぱりわからないので、全然問題ないとは思っています。全面が写真だとかということも含めて、その人となり、議員そのものを表していると思うので、判例はそうではないのですけれども、私はできるだけ自由にやったほうがいいと思っています。

それから、県議会議員や国会議員との写真が問題ということで我々も指摘されたりしていますが、前回の議事録で確認すると、成島良太議員も指摘されていますが、県政も国政もつながっているのです。今のコロナ禍でも保健所は県がやっていますよね。国がいろんな事業を移管してくる、委託される。まさにつながっているのです、それを分けるということはできないと思うのです。

だから、私は、議員が県議会議員と写っているからどうか、国会議員と写っているからどうということも、私は問題ないと思っています。

あと、前回の指摘の中で、広報紙の中のコラム的なものについては市政と関係ないという指摘があったのですけれども、これもあまりに乱暴だと。むしろ、そういうコラムというものは市政報告の中で少しほっとするもので、そこから読むみたいな人も結構いると思うのです。だから、全然市政と関係ないから、これも按分すべきだみたいな言い方はとても乱暴で、本当にそういったコラムの中からその人の考え方とか市政に対する姿勢とかがわかると思うのです。だから、私は、そういったコラムが市政と関係ないからだめだと、そこを按分して引いて支給すべきだということも乱暴だし、本当にまさに議員の自由な活動を制限する、ひいては、日本国憲法第21条の表現の自由も侵すものではないかと私は思っていますので、これは松戸市議会にとっても市民にとってもマイナスだと思います。

それから、最後に、政務活動と政治活動、この切り分けというところが問題になっていると思うのですけれども、これも明確に分けるということはできないと思うのです。私たち議員の活動というものは、日々の活動が市民の評価につながって、それがひいては票にもつながるということで、政務活動イコール政治活動、選挙活動なわけです。それを、ここからここまでは政務活動で、ここからここまでは選挙活動、政治活動だということは、そういう瑣末なことに労力を費やすことはすごく無駄だと私は思っていて、今までどおりに自由に。本当に常識の範囲内で、民法第90条の公序良俗とありますけれども、皆さんはその範囲内で本当にやっていると思うので、これまでに全然何の問題もなか



った。特に、例えば人をおとしめたりとか、人権を損ねたりとか、そういうことは一切基本的にはないと思うので、十分にその範囲内で皆さんはやっていらっしゃると思うので、私は、あえて細かい面積まで決めて、何センチメートル、何センチメートルの写真でとか、A市のようなものはどうなのかと思っているので、むしろ、こういったルールを細かく決めるということはデメリットではないかと思っていますので、反対です。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。  
ほかにはいかがですか。

### **中西香澄議員**

私たちの会派は、一定のルールを決めて按分の割合を定めてはどうかということで、前回と同じく提案させていただきます。

理由としては、やはり、誤解を与える記載のチラシなどを印刷しますと、実際、全国各地で裁判が起きていまして、返還請求が認められているという実態があるからです。もちろん、議員の方が誠心誠意市民に伝えたいという思いで行っていた活動だとしても、それが税金を使つての政務活動として適切かどうかということは、税金を払っている市民の方と、また、裁判を受けた時の裁判官が決めている実態がありますので、そこに応じて私たちが対応して使い方を考えるということは、やはり義務でもあると思います。

また、誤解を受けやすいものであったり、私たちの自由な議員としての活動や政治的な活動であれば、また、グレーなゾーンは自分のお金であったり報酬を使うことができますので、一定のルールで、やはり、今まで緩めの中で自由に使ってきたのですが、そこと、現状はまだ問題が起きていないですけれども、世の中の動きというところに乖離が出てきているので、もし裁判というようなことになった場合に、議会全体のマイナスイメージになりますし、今まで、写真の大きさですとか、いろいろな方で差がありますので、このまま御自由にとりよりは、一定の目安があるほうが皆さんは運用しやすいのではないかと思いますので、内容については一緒に議論をしていければと思うのですが、おおむね、やはり判例で多い顔写真、そして、全く関係のないようなプロフィールやコラムです。そのような内容と、また、先ほどの討議資料のところでも述べさせていただきましたが、やはり、選挙前になると、討議資料という記載と、選挙にかかわりやすい内容があつて、判例で多くなっています。また、半年前からは発行を認めないというようなところもありますので、その辺りも一緒に議論をしていければと思っております。

今、大まかにはそのような内容です。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

### **渋谷剛士議員**

私どもの会派では、会派としての前提として、政務活動費に関しては、全て、まずは個人の責任においての判断というところがまず第一であるというところは、一貫して今までもずっとそのような話をしてきた中で、ただ、こちらの広報費の按分については、判例等々もあるということからいけば、手引の中に何らかの記載は必要なのかと考えているところでもあります。そんな中で、この会議がせつかくあるわけですから、その中でお互いに指摘し合って判断していくということも大事なのかということで、あまり定量的なものではない中で、この按分については何らかの記載が必要なのかと思っております。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

### **篠田哲弥議員**

公明党としては、すみません、今日のこの場で会派としての方向性をしっかりと決めて発表するというところまでは言っていなかったもので、座長の問いかけの、会派に持って帰ってどうだったのかということに関してお答えすれば、いろいろな議論や考えが出ました。基本的には、今、松戸市で行っている各議員の判断に委ねているという意見も出ましたし、今はまだ会派の中でまとめ中というところが実情です。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

### **鷹野聡議員**

松政クラブでは、特にまだまとめ切れではないのですが、個々に出ている意見としては、基本的には個人の裁量といいますか、判断に任せられるものではないかということがベースの考えになっています。

ただ、一方、訴訟になった場合、これはいろいろな考え方があると思うのですけれども、訴訟なら訴訟でいいのではないかという人もいれば、逆に、それは良くないので、ガイドラインをある程度定めたほうがいいのではないかとかいうような意見は個々にはいただいているのですが、まだ集約できているような状況ではないです。ただ、おおむね全体的な傾向としては、決まったらそれに従っていこうという、そのようなスタンスになるかと思っております。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

桜井秀三議員はどうですか。

### **桜井秀三議員**

顔写真は2センチ、2センチとか、画面の半分に顔写真を使ってどうこうというよりも、議員の判断でこれをして、誰がチェックをするのか、誰が文句を言って、これを裁判することもね。我々とすれば、みんなは通信とか会報とかをやっていますけれども、本当に個人の判断でやっていますので、そんなに問題にはなっておりません。市民が判断して、どれが選挙活動だとか、名前だけが大きく書いてあっても、個人の判断でいいのではないかと、そう思います。帰ってから、また会派のみんなと話し合います。

### **岡本優子議員**

今回の会議開始に当たりまして、座長から、あらかじめ3点、会派でまとめておいてくださいというようなメールをいただきましてありがとうございます。事前に会派でまとめることができました。

先ほど、日本国憲法第21条の表現の自由もあるから、そういったこともあるし、議員の自由に委ねたらいいのではないかということは、もちろん私もそのように思うのですけれども、ただ、参考資料③政務活動費における広報費の扱いについて：判例の、判例1)の令和3年4月22日(神戸地裁判決)というものは、これは最新の判例になっているのですが、これは住民の方が市議会全体に対して起こしたものであって、2017年のものをさかのぼって市民の方が見て起こしたものです。

今、松戸市議会は傍聴人も増えていて、市民の関心がとても高まっています。政務活動費というお金の出どころは市民の税金となっています。なので、確かに議員の表現の自由、責任においてというところはあると思いますけれども、やはりある程度の按分というものは決めた方がいいと思うのです。

あと、人権を損ねた発言とか、そういったことはこれまでなかったというような御意見もありましたけれども、前回の会議でも御指摘をさせていただきましたが、発言取り消しをされた方が、結局、指摘はさせていただきましたが、取り下げをしないで、結局そのまま政務活動費を上げたということもありますので、それもし住民の方が訴訟を起こしたらまずいのではないかという懸念も、今、抱いているところであります。

なので、平成31年2月の全国市議会議長会の政務活動費に関するQ&Aというものがございますので、ここで議長会としても決議案を出されておりますので、それに従って松戸市議会でも方針を決めていったらよいのではないかと

考えております。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

### **成島良太議員**

個人的には今までどおりでいいのではないかと考えております。

ただ、本当にいろいろなところから指摘されているように、議会として何かルール決めが必要であるのであれば、例えば写真について言うならば、やはり4分の1ということが一つの目安になるのかと思います。

プロフィール欄とか、そういう点におきましては、やはり、市民の方に、その議員がどういう人物であるかということを知っていただくということと、その人の今まで生まれ育った経験などが政策に必ず反映されるはずなので、その辺りを知っていただくということは、私は大抵は市政に関連することだと思いますので、その辺りにつきましても、そう大きくびっしりとルール決めをするのではなくて、個々の判断に委ねればいいのではないかと思います。

また、常識という点においても、常識というものは人によって少し違うのです。ただ、それを判断していただくということは議員にとってもすごく大事なことかと思えます。やはり、常識に外れたことをやっている人がいるのであれば、当然市民の方はそれをしっかりチェックするはずであるので、市民の方の判断に委ねるといふ部分においても、これまでどおりでいいのではないかと考えております。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

まだ発言されていない中で、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

休憩します。

休憩 午後3時53分

再開 午後3時59分

### **深山能一座長**

再開します。

もう一回まとめておかなければいけなかったと思ったのは、今までの皆さんの発言の政務活動費、あるいは議員活動、選挙活動だとか選挙公報だとか、そういうことではなくて、今は政務活動費の使い方についての議論ということをして土台にしたかったものですから、あまりいろいろなところに行ってしまうとわからなくなってしまうので、究極的には、桜井秀三議員、ミール計恵議員が言うような活動、最終目的はそうになってしまうのかもしれないけれども、あくまでもここは政務活動費の用途についての考え方ということになりますから、そこだけは押さえておきたかったと思います。

渋谷剛士議員、いかがですか。

### **渋谷剛士議員**

先ほどの話と同じで、やはり、判例として出ている以上、ルールという言い方が正しいとは私は思わないですけれども、ある程度の判断材料という形でのことは必要だと思うという話だと思うのです。だから、ここで、例えば、先ほど出ていた写真が何センチメートル以内とかということは、少し違うと思います。例えば按分という文言が必要なのかと思います。

特に、もっと言えば、ここで全てを決められるわけではないと思いますので、ある程度の方向性という形を大事にして、何か皆さんで合意できるようなところがあれば、その方向性に沿って今後進めていくことが大事なのかと思います。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

いかがですか。

### **鴈野聡議員**

まさに今、渋谷剛士議員がおっしゃったとおりだと思っていて、がちがちにルールを、例えば写真は何センチメートルとかということは極めてナンセンスな話だとは思いますが、例えば、紙面の4分の1だとか、あるいはプロフィールまで含めて4分の1とか、そういうざっくりしたものはあってもいいのかなぐらいの印象は持っています。まさにそれは判断材料というか目安というか、その辺りを今、ここに出席されている方で合意ができれば、方向性として成り立つのかと思っています。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。  
いかがですか。

### **桜井秀三議員**

だから、市政に関する通信です。その中に、我々は選挙の時に看板をつくる  
ではないですか。「松戸市議会議員選挙候補者」と入れてはだめなのです。そ  
れで紙を張って、1週間前からそれを剥がして、投票日当日はまたこれを閉め  
なくてはいけないという選挙管理委員会からの御指示があるではないですか。  
それに従っていて、良識のあるところで、選挙に関係ない、国会議員選挙だど  
か、そういった何とかにお願いしますと言うと、「選挙」という言葉を使って  
はいけない、それから、「候補者」という言葉を使ってはいけないと、そうい  
った市政報告であって、ほかの人の応援だとか、そういうものをうまく使わな  
いと。

やはり、良識のあるところでそういうものは判断しようではないかというこ  
とで、今日は、ここに集まって賛成、反対の何票、何票とか、そんなものではな  
くて、良識を持って次の来年11月選挙を頑張りましょう。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

### **山口正子議員**

同じ会派で同じことということにはならないのですけれども、少しニュア  
ンスが違うのですが、この前の5月の会議の時にこの議題が出たわけですが、判  
例もあるということもあるし、ここで問題になったことは何件かあったわけ  
ですよね。それで、政務活動費から削られてしまった人も、実際、松戸市議会  
の中でも、私の知っている中でもいらっしゃいました。そういうこともあったの  
で、そういう嫌な思いをしたくないということも私も思っています。

何回も日本共産党も指摘されて、先ほどミール計恵議員が言ったようなこと  
もありますけれども、私としては、先ほど何人かから言われているように、判断  
材料にするし、あと、ほかの人たち、市民への、ここでも決めているのですと、  
市議会としても。私としては、自由ということでは、これではまともらないと  
思いますので、せめて紙面の半分以下にするとか、その程度ぐらいは、何セン  
チメートル、何センチメートルとかいっても、紙の大きさによって違ってきて、  
もちろん、2分の1ということも紙の大きさで違ってくるわけですからけれども、  
以前ここで問題になった時は写真が一面だったのです。ということもありまし  
たので、半分以下ぐらいだったらいいかと思っているのです。とりあえず、何

かここで市民に対して説明ができるようにしておいたほうがいいのかということ  
を考えます。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

### **戸張友子議員**

すみません、基本的なことで申しわけないですけれども、先ほど、桜井秀三  
議員からも良識とか、あと、深山能一座長から、討議資料は内容が重要なので  
十分注意とか、内容ということとか良識とか、そういったことは皆さんで違う  
ような気もするので、そこからまずそろえていかないとどうなのかと少し思っ  
てしまうのですが、どうなのでしょう。

### **深山能一座長**

これは私の個人的な意見です。いわゆる政治活動と思われるような文章だと  
か、この判例を見ると、討議資料とかと書いてあるから、政治活動の報告が免  
除されてしまうのだとかということではないと思うのです。だから、文章の内  
容が議員活動の報告であれば、それはいいかと思うのですけれども、それが、  
見た時に、政治活動ですとかの議員活動以外に、政務報告書以外の報告書の内  
容がある場合にはクエスチョンなのかと、この裁判の結果を見ていますと。あ  
くまでも内容に関して裁判をされていますので、その辺りが一つの目安になる  
のか。もちろん、それが個人的な差があるということは否定できません。けれ  
ども、そこをある意味こういう場所で皆さんと少し共有をさせていただくこと  
が、松戸市議会の政務活動費の使い方として、市民に対して一つつくっていく  
形になるのかと思っております。

もともと、本来、この会議ができたのは、随分前に、非常に個人的な使い方  
で大変問題になった方がいて、松戸市議会に迷惑がかかってしまうといけない  
ということで、少しずつコンセンサスをとっていきましょうかということで発  
足をしている会議ですので、ここで最終的に全てが決まるわけではありません。  
幹事長会議を通して議長に報告する中で、松戸市議会として一定のルールを決  
めていきましょうという積み重ねが政務活動費の書式の中に盛り込まれていま  
すので、そういう雰囲気というか、感覚で感じ取っていただければと思うので  
すけれど。

### **戸張友子議員**

分かりました。

前回、皆さんの政務活動費を見た時に、これはどうなのだろうかとやはり思

ったものもあったのですけれど、でも通ってしまっているわけです。なので、ある程度のやはり基本というか、皆さんが一致するものとしてこういう形にしましょうということは大事なのかと思います。

判例はわかるのですけれども、実際にこれはというものを実際に見てみたいなど。これは明らかにあれだろうというものをできれば見てみたいとは思いますが、個人的には。いろいろ皆さんでやはり違うわけです。そのところが言っても伝わらなければいいのですけれど。なので、皆さんで共有して、やはりこうだというものはつくるべきかと思います。

### **渋谷剛士議員**

今、すごく大事なというか、私もまさにそのとおりでと思うところもあるのですが、多分その辺りのことを話し合うのが、いつも5月でしたか。いつもやっているその辺りでの指摘事項というものをやりながらというところが、この中でのルールというか、判断材料になっていくための会議であるというところが、私の認識でもそのように思っていて、だからこそ、ここの場で何かを決めていこうということではないと考えています。先ほどの、来年度以降に向けて、ルールというか、判断材料という形でどうですかという話をさせてもらって、今の戸張友子議員の意見にはすごく私も共感するところです。

### **鴈野聡議員**

まさに今、戸張友子議員がおっしゃったとおりですし、渋谷剛士議員がおっしゃったとおりだと思っていて、論点というものは多分二つあって、一つは、内容、テキストとあえて言いますけれど、文字で書く内容が適しているかどうかという論点があると思うのです。もう一つは、写真を含めたプロフィールの割合がどうかという論点があると思います。定量的、定性的と言ってもいいと思うのですけれど、そういった論点があるのですが、これをごっちゃにして議論すると絶対に永遠に答えは出てこないと思うので、それは分けて議論したほうがいいのではないかと思いますので、一言申し上げました。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

皆さんの御意見といいますか、会派でもまとまっていないところがあるかと思えますけれども、大方の皆さんの御意見を聞いていると、どうでしょうか。広報費の按分に関しては、今後少し検討していく方向といいますか、多少取り入れていかなければいけないのかという、大体その方向の物差しでよろしいですか。



## **DELI 議員**

もしその方向性になって、やるとすれば来年度のものからという認識でいいですか。

## **深山能一座長**

今、皆さんのいろいろな御意見を聞いて、これは座長としてといたしますか、御意見が会派の中でまとまっていないとか、いろいろあって、会派に持ち帰ればまたいろいろ議論が出てくるかと思うのですが、一応この場所では、取り入れていかなければいけないかという、そういう案件なのだとすることを共有させていただきたいということで御理解いただいて、それを実行する、しないは、細かなところをまた決めていかなければいけませんので、それはその先の話になってくるかと思しますので、その辺りで、まずは共有をしておこうというところで、皆さん、御了解をまずいただければと思うのですけれど、いかがですか。

## **ミール計恵議員**

共有していくということはわかりました。もちろんいいと思うのですが、その先が按分の率を決めるとかということになると、私の主張とは全く逆行するのです。自由な活動が制限される。十分にそういったところは本当に公序良俗の範囲内で常識的にやっていますから、そこを何%だとかいうことは本当にすごく面倒くさいし、やりたくないです。だから、そういうことを決めるという前提の議論というものには私は賛成いたしかねます。判例も出ているからということ、それも全部個人の責任、議員の責任でやればいわけです。何か不適切なことがあれば訴えられるよということは情報を共有していますから、そこで細かいルールを決めてということが必要なのだろうかと思っております。共有は賛成しますが。

## **箕輪信矢議員**

私が望むことは、例えば、政務活動費とか広報紙に対する写真の按分とかという前段はミール計恵議員と同じなのですが、結論が正反対で、というのは、決めるのだったら、申しわけないですが、正副座長の中で、どういう会議方式でやられているのかは私はわかりませんが、例に出した登庁率ナンバーワンということが問題になった時にすごく私はいたたまれなくなってしまって、感覚的なことで攻撃されているような感じになってしまうから、これはそういう議論になりがちなのです。だから、主張が強くなる人はだんだんと違和感が前提になってしまって、目的よりも自分の違和感が議論のモチベーションにな

っているようにしか私は見えない時があって、強くその課題をおっしゃる方を拝見しているとね。それこそが不毛だと思うので。共有はいいと思います。

しかし、であるならば、次の段階は、恐縮ですが、正副座長できちんと案なりを出していただいて、そこで決をとっていただきたいと思う。それが物事を決めるということでしょう。そうなれば、考え方が違ったとしても、決まったことに従わなければいけないという形になるわけだから、でなければ、いつまでたっても感情論を交錯し合わせるだけで、非常に何か気持ちのよくない、あまり発展的ではない会議になってしまう気がして、だから、私は当時、岩堀研嗣座長だったと思いますけれども、そういうお願いをしました。申しわけないけれど、いつまでこういう感情論でやるのですかという。それを一つ一つやらなければいけないのですかという。だから、できれば、岩堀研嗣座長、会議方法を示してもらいたいと私はお願いしたのです。会議方法が見えないから。会議というものは本来であれば形式があるべきであって、その形式があるから権限があって、発言をする権利は、座長に指名をされたから発言できるのか、こういうルールの中で会議はやらなければいけないはずで、それに則って決めることというのは、その会議法に則った議題のチョイスのあり方というものがあるってということが本来的だと思うのですけれども。このように、それぞれ一つ一つに対して個人差があって、かつ、それに対する常識感が違う中で感情論を闘わせてしまったら切りがなくなってしまうので、という意味では、区切りをつけるために御提案をいただけるとありがたいと。そうすれば会議の時間も短くなって、結論も明確化すると思います。

### **深山能一座長**

ありがとうございます。

いろいろ御意見はあるかと思うのですけれども、先ほど私が言ったような、広報費の按分に関しては多少議論を最終的に取り入れていかなければいけないかという案件であるということ、共通認識をしていただきたいと思います。

それで、近年、資料などもいろいろ見ていただいたように、他市での住民訴訟においての返還の事例が発生している状況もあったり、裁判を見ていると、先ほどの写真だとか、写真の大小ではなくて、内容の意義や適正性などをもって政務活動費に充てることかいかかなものかというような判断をされていることが多いかと思うのです。それで、大方は、資料を御覧のように、決めていないところがほとんどなのです。ほとんどなのだけでも、こういう裁判事例が出るということはかなり極端なことだと思うのですが、そういう中でこういうことが出てくるということを考えてくると、松戸市議会の議員の皆さん方がある意味、そのようなことはないのだけれども、そういう不利益になるようなことにならないようにしていったほうが私はいいいのかと思います。先ほど鴈野聡

議員が言ったように、内容とプロフィールと写真とか、そういうものを分けて考えていきたいと思っておりますので、今回は、もう一度議員の皆さん方に、こういう議論だったということ、それから、私からも、今までの議論を踏まえて、こういう形を少し考慮していただくこと、配慮するようなことを少し検討してみただけないかということをお伝えしていただく中で、DELI議員がおっしゃったように、今回のとかいうことではなくて、また5月とか、その中の状況を見ながら、少しまた皆さんと議論ができればということがあります。それで、もちろんその中で、今、箕輪信矢議員がおっしゃったように、正副座長と事務局でもし形みたいなのが御提案できれば、それはそれでまたお示しをしながら、議論を分けてしていきたいと思うのですが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### **深山能一座長**

以上のことから、3点だけ皆さん方をお願いをしたいと思います。

まず、1点目です。今までの議論の中でまとめさせていただくと、広報紙及びホームページにおいて、議員の宣伝行為と混同されないよう、内容及び写真、イラストの使用には十分配慮して、その内容の意義や適正性の説明ができるようにしていただきたいということです。少し抽象的な言い方なのですが、要するに、内容や写真、イラストなどに関してきちんと説明ができるような十分な配慮をしていただきたいということです。

2点目は、顔写真、氏名、プロフィール等の掲載はやむを得ないと考えていますけれども、判例を見ると、著しく大きかったり、大小の過度によっての表現にならないようなこともありますものですから、そこはごめんなさい、またすごく曖昧な言葉で恐縮なのですが、社会通念上妥当かと思えるような範囲内で、御自分で御判断、あるいは、誰かでもいいですけど、相談するなり何なりして、その辺りも少し頭に入れておいていただきたいということが二つ目です。

それから、三つ目は、やむを得ず政務活動とは別の活動や記事、先ほどコラムとかいうものがありましたね。写真等の掲載がある場合には、一応、記事とか写真等を占める割合は、皆さんにお任せしますが、適切に考えて按分をしていただくという考え方を考慮していただけるとありがたいのです。

### **DELI議員**

写真とかコラムに関しては、できれば按分してほしいという意味ですか。

### **深山能一座長**

そこまで決めないですけど、そういう事例があるので、少し御配慮していただければということです。

政務活動に関する流れの中でのコラムであれば、別にそれは構わないと私も思います、個人的には。

### **中西香澄議員**

今、座長がお示しいただいた3点は、今年度の政務活動費においても考慮してみてくださいという座長からの御提案ということですね。今に生きるということですね。

### **深山能一座長**

そうです。一応、来年5月に政務活動費を上げられるので、今、皆さんがどういう形で議会ごとに出されているのか、あるいは、ホームページを毎日更新されているのかはわからないのですが、今お話をさせていただいた内容を各議員にお伝えしていただいて、それで、そういう議論になったのでお願いをして、政務活動費の使い方を今後検討してみてくださいということなんです。

### **中西香澄議員**

わかりました。その上で、共有した先の話し合いはこの先も定期的にあるという理解でいいですか。

### **深山能一座長**

はい、この先にさせていただきたいと思っています。今すぐ決めるのではなくて、この件に関してはいろいろ議論があって、できれば皆さんに、もちろん納得できない方もいらっしゃるのですが、松戸市議会の政務活動費の協議の中では、その三つを視点に置く中で少しそれぞれ考えていただいて、次回へまた進めさせていただければと思います。

### **中西香澄議員**

了解しました。現状のものと、この先に話し合いが続くということで了解したのですが、私たちが提案させていただいている大前提として一つ共有させていただきたいと思ったのは、結局、これだけ裁判でなぜ広報費が市民から訴えられるのかといいますと、政務活動費で広報費を占める割合が高いのです、結局。そうする時に、市民の方がなぜほかの調査費や研究費は使っていないのかという訴えの形として出ているので、ある意味目のかたきにされているといえそうですけれども、そういうバックグラウンドがあると思った上

で見ただけだと、なぜそういう視点で市民が見ているのかということと、私たち議員の側という考えと、どういう活動を市民が求めているのかということと考えやすい共通の地盤にできるのではないかと、共有させていただきます。

### **山口正子議員**

できれば今年度中にもう一回話し合いをしていただきたいと思います。ある程度決めるのだったら決めるで、今の曖昧のような話というものは、また次になるとわからなくなってしまうと思うのです。議事録を読むのも時間がかかりますので、できたら、私は、今のこのメンバーが会派に持ち帰るのは持ち帰るのですが、聞いてもなかなかわかりにくいということがありますので、ある程度、決めていくことがあるのだったら次の会議の時に御提案いただいて、できれば1月辺りにでも、5月のことでもなかなかまとまっていけないわけではないですか、会派で。ということも考えられますので、今年度中にある程度の方向性を出せるようにしたほうがいいのではないかと私は考えております。

### **岡本優子議員**

深山能一座長からいろいろ御提案をありがとうございます。

これを会派に持ち帰って皆さんで話してくださいということだと思うのですが、ぜひ今の深山能一座長の御提案を文書にさせていただいて、座長名で議員全員にメールとかで、判例とか資料も含めて、こういうことがありますので、皆さん、お願いしますというようなことを座長名で出していただいたほうがいいのではないかと、思うのですけれど、いかがですか。御検討いただければ。

### **戸張友子議員**

私も今の岡本優子議員に一部賛成で、私たち委員は持って帰って伝えますけれども、今、深山能一座長がおっしゃってくれた三つを的確にお伝えする自信がないので、会派に1枚でもいいので文書にしたものをいただきたいと思います。お願いします。

### **箕輪信矢議員**

それは僭越です。それは、会議という形式をとって、座長という方が責任を持って仕切られて、そこに対して議員がバッジをつけて参加する会議なのです。だとすると、それは会議でやっているのですから。そもそも全員協議会でやっているのではないのだから。そういうことは効率的に物事を決めていこうとい

うシステムに対しても少し冒瀆だし、自覚がないと私は思ってしまうので、それは少し僭越過ぎる発言だし、横暴だと私は思います。なので、あまりそういう労力は深山能一座長、大塚健児副座長にはおとりいただきたくないというか、そういう労力はほかのところでも既に。

そして、これはわからないです、私個人の認識だけれども、先ほど山口正子議員はもう一度とおっしゃるけれども、しかし、私は、これは勝手に自分が思うこととして、じっくり醸成させるための時間が必要だというような思いなのではないかと私は勝手に酌み取っています。そして、そういったことで全体的な合意の中で決めることが必要であれば、物事を決める必要がないという人間がたくさんいるかもしれないけれど、それでも決めていく必要があるのかもしれないということを今、探りながら運営されているように私は受け取るので、そういった意味でも、いろんな意味で正副という座を持たなければわからない御苦勞の中で運営されているので、そちらに力を発揮していただければということが私の希望です。

#### **深山能一座長**

ありがとうございます。

#### **ミール計恵議員**

私も初めて深山能一座長の気持ちがわかりましたが、ここで、初めてというか、執行部側というか、座長、副座長になったことがないので、その場を進めていくという方の立場が今、少しわかった気がしたのですが、ここで文書を出してしまったら、そういう方向に行くわけです。細かく決めるということになってしまうわけではないですか。それをあえてしないで、今、言葉で伝えたという深山能一座長のこの裁量というか、判断をやはり重んじるべきではないかと私は思います。

#### **深山能一座長**

どうもありがとうございます。

休憩します。

休憩 午後4時32分

再開 午後4時33分

**深山能一座長**

再開します。

一応、今お話をさせていただいた三つのことをそれぞれ一つの判断目安として少しやっていた中で、これから細かいところを決めさせていただくような形をとっていきたいと思いますので、まず、今日はお願いということで、その三つの点に関してお願いをさせていただいて、今回の会議を終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

**中西香澄議員**

すみません、先ほどのお話で、次は5月なのですか。山口正子議員がおっしゃったように、やはり定例会ごとに行われるのが継続した話し合いだと思って受け取ってしまったのですが。

**深山能一座長**

それは正副座長と事務局に任せてください。

**中西香澄議員**

わかりました。定期的な開催を要望いたします。

**深山能一座長**

長時間にわたってありがとうございました。  
では、またよろしく願いいたします。  
これで経理責任者等会議を終了させていただきます。

座長散会宣告  
午後4時34分